

指定事業者の皆様へ（重要なお知らせ）

指定整備時における検査証記録事項の確認方法について

令和5年1月より電子車検証の交付が開始されますが、国土交通省より、指定整備時には、必ず「車検証閲覧アプリ」を使用することについて周知徹底の依頼がありましたので、取り急ぎお知らせします。

なお、電子車検証交付時に添付される「自動車検査証記録事項」による確認は、違反事項に該当する可能性がありますので、社内全体で周知徹底に遺漏なきようお願い致します。

また、「車検証閲覧アプリ」のご利用にあたっては、下記の注意事項を確認していただき、ICカードリーダー・ライター等を各社で早急にご準備頂きますようお願い致します。

【注意事項】

- 「車検証閲覧アプリ」の詳細については、下記の国土交通省「電子車検証特設サイト」をご確認下さい。
- 「車検証閲覧アプリ」のご利用にあたっては、スマートフォンにアプリをインストールして利用することも可能ですが、PCにインストールして、ICカードリーダーを用いて利用されることをお勧め致します。
- ICカードリーダーについては、今後の「記録等事務代行委託制度」への対応を見据え、ICカードへの記録も可能な「ICカードリーダー」をご準備されることをお勧め致します。
- ICカードリーダーライターについては、特設サイトの「電子車検証動作確認済み機器一覧」(下記アドレス)をご参考にご準備下さい。

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/business/service/>

〈ご参考〉

電子車検証及び車検証閲覧アプリの詳細については、下記サイトをご確認下さい。

国土交通省「電子車検証特設サイト（車検証閲覧アプリ関係）」

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

